第十条の四第一項の申請書のうち法第八十五条第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七条の三第三項、第五項若しくは第六項の規定に係るもの	別記第四十四号様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類
（略）	
第十条の四の五第一項の申請書	別記第四十九号の三様式の第一面（「申請者の欄」及び「敷地の数の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類
第十条の四の五第一項第二号の計画書	別記第四十九号の四様式の第一面による書類
第十条の四の八第一項の申請書	別記第四十九号の七様式の第一面（「申請者の欄」、「既指定番号の欄」及び「敷地の数の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類
（略）	

2～6　（略）

（権限の委任）

第十二条　法（第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の二第一項並びに第四章の二第二節及び第三節を除く。）、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第五号から第八号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～十五　（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
（略）	
法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定に係る評価（構造の種別ごと）	百五十一万円
主要構造部の全部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十五万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十万円

第十条の四第一項の申請書のうち法第八十五条第三項、第五項又は第六項の規定に係るもの	別記第四十四号様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類
（略）	
第十条の四の四第一項の申請書	別記第四十九号の三様式の第一面（「申請者の欄」及び「敷地の数の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類
第十条の四の四第一項第二号の計画書	別記第四十九号の四様式の第一面による書類
第十条の四の七第一項の申請書	別記第四十九号の七様式の第一面（「申請者の欄」、「既指定番号の欄」及び「敷地の数の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類
（略）	

2～6　（略）

（権限の委任）

第十二条　法（第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の二第一項並びに第四章の二第二節及び第三節を除く。）、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第五号から第八号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～十五　（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
（略）	
法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定に係る評価（構造の種別ごと）	百五十一万円
（新設）	